

レアメタル等リサイクル資源特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年9月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.8 + 4.0) / 2 = 4.4$

B

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A (5点)	1	特区に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量 (秋田県内)	B
B (4点)	2	特区に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量 (全国)	A
C (3点)			
D (2点)			
E (1点)			

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A (5点)			
B (4点)			
C (3点)			
D (2点)			
E (1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A (5点)			
B (4点)			
C (3点)			
D (2点)			
E (1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 1 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 6 = 4.5$  ①... 4.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項 (妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))  
 ・「特区内に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(秋田県内)」については、県内市町村からの使用済み電気・電子機器等の排出量に対し、採算性を確保するための回収率を乗じたものを最終的な達成目標(H28年度)とし、それを段階的に達成する目標を設定しており、考え方や数値の根拠は妥当。  
 ・「特区内に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(全国)」については、環境省の社会実験事業でリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収ができており、社会実験による効果が認められる。なお、目標回収率5%の設定根拠が明確でない。  
 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置や金融支援、県下一斉の社会実験、リサイクル製品化の技術開発事業などの連携効果が伺われる。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... 0.3

i) の評価 ①+②

4.8

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$  四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$  四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	特区に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(秋田県内)	B
B(4点)	2	特区に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(全国)	B
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・小型家電リサイクル法の下での事業拡大を含めて適切な目標設定が行われている。また、同法の施行に対する対応が鍵となる。
- ・独自に実施予定の課題調査や環境省のアンケート調査における課題認識を踏まえた効果的な取組が期待される。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 4.0$$

4.0

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii) の平均値  $(3.8+4.5)/2=4.2$

B

### i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限緩和

(概要)

・国との協議の結果、特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収に当たっては産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和するという提案について、自治体の運用により、生活環境保全上の支障が生じない範囲で送付期限を超えての金属系使用済製品の保管も可能であることが確認できた。

(規制所管府省(環境省)の評価(参考意見))

・規制の特例措置の協議時にもお伝えしたとおり、管理票交付者は、期限内に処理が終了した旨の管理票の写しの送付を受けないときには、処理状況の把握、報告書の提出等を行う必要があることに留意の上、検討を進められたい。また、区域を管轄する自治体の廃棄物担当部局と相談の上で実施されたい。

(専門家所見(主なもの))

・産業廃棄物マニフェストの送付期限緩和により、送付期限を超えての金属系使用済み製品の長期保管が可能であることを確認でき、対象項目の検討段階にある。さらに小型家電に類似する製品への同様の取扱い可能性の検討を予定している。特例措置を受ける条件としての報告書提出措置等への留意、自治体廃棄物担当との連携が重要。

4.0

### i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・一定の財政支援の活用(使用済小型家電プラスチックの高度選別による新型雨水貯留槽の製品化事業)は評価されるが、金融支援についても周知を期待したい。

3.5

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

$(4.0+3.5)/2=3.8$

3.8

### ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・地域独自の財政支援措置(環境調和型産業集積支援事業、あきた企業立地促進助成事業)が行われており、経済効果が見込まれている。

4.5

## Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

指摘事項なし

## Ⅳ 総合評価(I～III)

$(4.4+4.2)/2+0.25=4.6$

「Ⅰ+Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・国の小型電気電子機器リサイクル構築社会実験に全国で唯一全市町村で社会実験実施、小型家電リサイクル法における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部規制緩和への貢献等の実績を挙げており、評価指標「1. 特区内に搬入されたりリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(秋田県内)」(進捗度84%)の目標達成には及んでいないものの、評価指標「2. 特区内に搬入されたりリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(全国)」は進捗度101%であり、実績や進捗は妥当である。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値(4.3)に上記所見を加味(+0.25)し、総合評価結果をA(4.6)とする。

A

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数を i) の点数とする。